名古屋市保存樹の指定について

都市化の進展により緑が失われつつある中、名木や古木を保存樹として指定し、
市民の皆さまのご協力のもと、貴重な緑を未来へ引き継いでいくことを目的とした制度です。

保存樹とは

保存樹には以下の2種類があります。

（Ⅰ）「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」によるもの

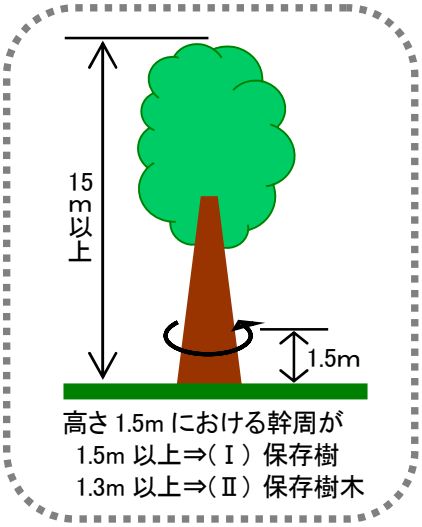
次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特に優れていること

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上
- 高さが 15m以上
- 株立ちした樹木で高さが 3m以上
- はん登性樹木で枝葉の面積が 30 ㎡以上

（Ⅱ）「緑のまちづくり条例」によるもの ※

次のいずれかに該当すること

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.3m以上 1.5m未満であり、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている
- 歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められるもの



高さ 1.5m における幹周が
1.5m 以上⇒（Ⅰ）保存樹
1.3m 以上⇒（Ⅱ）保存樹木

※「緑のまちづくり条例」では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」によって指定される保存樹より小さな樹木についても指定ができるように定めています。

保存樹指定の流れ

指定を希望される樹木が条件を満たしているかご確認のうえ、緑地維持課までご連絡ください。

↓

名古屋市職員が現地を訪問し、当該樹木が保存樹として適当であるかを審査します。

↓

審査の結果、保存樹としてふさわしいと認められた場合は、「保存樹等指定申請書」をご提出ください。

↓

申請後、「保存樹等指定通知書」を送付いたしますので、大切に保管してください。
名古屋市が保存樹であることを示す、標柱を設置します。

※すべての樹木が保存樹に指定されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
※保存樹に指定された場合、所有者には、保存樹の枯損防止その他保全に努める義務が生じます。
※保存樹に指定された後も、維持管理は所有者に行っていただきます。
※申請によらず、所有者の同意を得たうえで、名古屋市が保存樹として指定する場合があります。

状況報告と報償金について

● 一年に一度、保存及び管理の状況を報告してください。

毎年 12 月頃に名古屋市から「保存樹等の保存状況報告書」および「連絡先・報奨金振込口座等の確認書類」をお送りします。保存樹の状態や維持管理の状況など、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
管理状況が良好な保存樹については、所有者の方に対し、報償金として 1 本当たり年額3，000円を交付します。

保存樹への助成

毎年 4 月頃に、名古屋市から「保存樹等維持管理助成制度」のご案内をお送りします。
なお、特別緑地保全地区内の保存樹については、「樹林地維持管理助成制度」のご案内をお送りします。
これらは保存樹の剪定費用などを支援する制度ですが、利用には一定の条件があります。詳しくは、各年度にお送りするご案内をご確認ください。

※(公財)名古屋市みどりの協会を通じて、保存樹の生育不良等に対して、樹木医による診断等を受けられる場合があります。

※(公財)名古屋市みどりの協会には、樹木医の診断に基づく樹勢回復のための土壌改良・施肥等の処置に対し、事業費の2分の1(上限 20 万円とする)を助成する制度もあります。

その他

● 所有者が変わるときは「保存樹等所有者変更届」を提出してください。

● 保存樹が滅失・枯死したときは「保存樹等滅失・枯死届」を提出してください。

● 保存樹の指定を解除したい場合は、緑地維持課までご連絡ください。

保存樹は、「公益上の理由その他特別の理由がある場合」に指定を解除することができます。その際は、「保存樹等指定解除申請書」を提出していただきます。

なお、生育不良や樹形・樹容の状態が著しく悪く、美観上支障があると認められる場合には、名古屋市から指定解除の手続きをお願いすることがあります。

問合せ先

名古屋市 緑政土木局 緑地維持課 民有地緑化担当（市役所西庁舎5階）

受付時間：午前9時～11 時 30 分、午後 1 時～4 時 30 分

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：052-972-2465

E-mail：a2465@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

